

定 款

株式会社 物語コーポレーション

定 款

第一章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社物語コーポレーションと称し、英文では、
The Monogatari Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. フランチャイズシステムによる、飲食店の加盟店募集
3. フランチャイズシステムによる、飲食店の技術指導及び経営指導
4. 飲食店の新規店舗の企画に関する業務
5. 飲食店に対する原材料の販売、配送及び保管に関する業務
6. 調味料、菓子類、加工食料品、煙草、日用雑貨品の販売
7. コンピューター及び周辺機器並びにソフト販売に関する業務
8. 土木、建築の設計・施工及び管理
9. 牛肉及び食品などの製造及び加工
10. 酒類の製造、販売および輸出入
11. マーケティングの企画及びサービスの提供
12. 労働者派遣事業
13. 国内及び国外にわたる有料職業紹介事業
14. 特定技能外国人支援に関する業務
15. 日本語学校及び語学学校の経営
16. 外国人労働者、留学生に対する日本語教育、生活支援、及びこれらに関するコンサルティング
17. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業
18. 前各号にかかる経営技術指導、コンサルティング及び受託、並びに前各号に掲げる事業を営む会社等に対する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに附帯し、又は関連する業務
19. 前各号に掲げる事業を営む会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務及びこれらの代行業務
20. 前各号に掲げる事業を営む国内外の会社その他の法人等の株式または持分を保有することによる、当該法人等の事業活動支配、管理または支援（当該法人等の経営管理及び事業運営に関する業務の一部

の受託を含む)

21. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県豊橋市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、54,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株券数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第 189 条第 2 項各号に定める権利
- ②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2)株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第三章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し議長となる。

(2) 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって

行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 13 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(2) 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役等)

第 21 条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(2) 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し議長となる。

(2) 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順

序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続き)

第 23 条 取締役会を招集するときは、会日から 3 日前までにその通知を発する。
ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役に関する責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 29 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(2) 前項の規程にかかわらず、監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役に関する責任限定契約)

第 37 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置及び人員)

第 39 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 40 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第七章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 44 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。

(中間配当金)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第46条 当会社の期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(2)未払の期末配当金及び中間配当金は利息をつけない。